

## 申込みから使用許可までの手続きの流れ

募集案内の配布	<u>令和2年9月1日(火)～</u>
申込受付(P3)	<u>令和2年9月18日(金)～10月6日(火)(10月6日当日消印有効)</u> 芦屋市役所市民生活部環境課まで郵送してください。 ※過去5年間に4回以上応募し、そのいずれにも当選されなかった方(補欠当選者及び落選者)は、2区画お申し込みできますので、申込書を2通ご提出ください。 受付後、申込者宛に受付結果通知書をお送りします。 (10月16日(金)頃発送)
公開抽選(P5)	<u>令和2年11月5日(木) 午前10時00分～</u> 場所：芦屋市役所 東館3階 中会議室 (参加自由) 抽選結果は市ホームページでご確認いただけます。
抽選結果の通知(P5)	<u>令和2年11月13日(金)頃</u> 申込者宛に抽選結果をお送りします。
使用許可申請(P5)	<u>令和2年11月24日(火)～30日(月)</u> 場所：芦屋市役所 北館3階 ミティングルーム2
使用料・維持費の納付(P5)	<u>納付期限：令和2年12月25日(金)</u> 芦屋市の指定する金融機関で、一括でお支払いください。 使用料は永代、維持費は本年度分の月割り相当額
使用許可(P6)	<u>令和3年2月1日(月)</u> 霊園使用許可書を郵送します。 霊園使用許可書交付後、墓地を使用することができます。
墓石、巻石等建立	<u>建立期限：令和4年1月31日(月)</u> 使用許可後1年以内に施設の使用設備(墓石、巻石等)を建立してください。

---

追加募集(P7) (予定)	<u>令和3年1月6日(水)～令和3年6月25日(金)</u> 上記募集終了後、空墓地がある場合は追加募集を行います。 ただし、令和3年1月8日(金)までは上記募集の補欠当選者及び落選者のみを対象に受け付けします。
------------------	---

## 募 集 墓 地

### ▼墓地 32区画

○募集墓地区画数及び使用料

種 別	面 積	区画数	1㎡当たり使用料 (区 分)	使用料 (永代)
普通霊園	1.75㎡～ 5.70㎡	16	75万円 (1㎡～6㎡未満)	131万2,500円～ 427万5,000円
	6.00㎡～ 7.05㎡	13	112万5千円 (6㎡～12㎡未満)	675万円～ 793万1,250円
芝生霊園	4.50㎡～5.25㎡	3	112万5千円	506万2,500円～ 590万6,250円

『募集墓地区画一覧表』(8～9ページ)及び『募集墓地区画位置図』(11～12ページ)をご覧ください。

なお、募集墓地については、区画番号、面積を現地に標示しています。現状で貸付けしますので、必ず現地をご確認ください。

## 申 込 み で き る 方

申込みをされる方は、次の(1)～(4)すべての項目に当てはまる必要があります。

- (1) **令和2年10月6日(火)までに1年以上(令和元年10月5日以前から)**継続して、芦屋市内に住所(住民登録をしていること。)を有していること。
- (2) 既に、**芦屋市霊園の使用許可を受けていないこと。**
- (3) 使用許可後**1年以内に施設の使用設備(墓石、巻石等)を設置**できること。
- (4) 使用料を納付書発行後、**概ね1か月以内(令和2年12月25日(金)まで)**に一括納入できること。

※芦屋市霊園に埋蔵する遺骨を自宅等にお持ちでない方も申込みできます。

ただし、応募者が2名以上の墓地については、**芦屋市霊園に埋蔵する遺骨を自宅等にお持ちの方を優先**に抽選をします。

詳しくは4ページの「当選者の決定方法(2)」をご覧ください。

## 申 込 受 付

申込受付期間（郵送に限ります。）

令和2年9月18日（金）～令和2年10月6日（火）

[令和2年10月6日の消印まで有効]



※申込み状況については市ホームページで適宜お知らせしますので、ご覧いただけます。

芦屋市霊園ホームページアドレス <http://www.city.ashiya.lg.jp/kankyou/reien.html>

芦屋市トップページ > くらし > 霊園 > 霊園

『芦屋市霊園』で検索できます。

## 申 込 方 法

(1) 本案内の内容をすべて確認し、下記のことを所定の封筒にて郵送してください。**窓口での申込みは受付いたしません。**

①芦屋市霊園使用申込書

②返信用の84円分の切手（封筒は不要です）

③埋火葬許可証（写し）（対象者のみ）

お墓を主としてお祭りする方（墳墓の祭祀を主宰する方）で、配偶者又は血族一親等（実親、実子、養親、養子）の**芦屋市霊園に埋蔵する遺骨を自宅等にお持ちの方**は、応募者が2名以上の墓地について、抽選の際には**優先**となりますので、**埋火葬許可証（写し）**を同封してください。

※「芦屋市霊園に埋蔵する遺骨を自宅等にお持ちの方」とは、墓地や納骨堂に埋蔵もしくは収蔵したことがない遺骨が現に自宅等にある方（埋火葬許可証があること）をいい、**他の墓地等からの改葬または分骨による申込みの方は、抽選の際には優先となりません。**

④戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）（対象者のみ）

**申込者と被埋蔵者（遺骨）の氏が異なる場合**は、墳墓の祭祀者であることを証明するために**申込者の戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）**を同封してください。

⑤世帯全員の住民票（対象者のみ）

芦屋市内に住所（住民登録をしていること。）を有している住民票の閲覧について（申込書に記載箇所あり。）拒否の場合は、**世帯全員の住民票**（続柄と本籍の記載があるもの、外国人住民の方は国籍、続柄及び1年以上住民登録を有している記載があるもの）を同封してください。

(2) 『募集墓地区画一覧表』（8～9ページ）及び『募集墓地区画位置図』（11～12ページ）を参照の上、**いずれか希望する一つの区画番号を選んで申込みください。**

## 申込み時の遵守事項

- (1) 申込みは、原則1世帯1墓地(区画)とします。ただし過去5年間に4回以上応募し、そのいずれにも当選されなかった方(補欠当選者及び落選者)は、2区画お申し込みできますので、申込書を2通ご提出ください。

※回数には、追加募集は含みませんので、ご注意ください。

- (2) 1墓地(区画)には2通以上の申込みはできません。
- (3) 同一被埋蔵者(遺骨)に対して2名以上の申込みはできません。

なお、下記の項目にもご注意ください。

- (1) 申込まれる墓地の区画、申込者と被埋蔵者(遺骨)との続柄(実父、長男等)等の記載漏れ、押印漏れ、返信用切手(84円分)の入れ忘れ等不備や誤記のないようご注意ください。
- (2) 申込み受付後、申込んだ区画の変更はできません。
- (3) 申込者の変更は、申込者の死亡のとき以外は認めません。
- (4) 提出していただいた書類等については、返却いたしません。

## 当選者の決定

### ▼ 受付結果の通知

受付結果通知書は令和2年10月16日(金)頃発送の予定です。

「申込」・「遺骨を自宅等にお持ちの方」及び「遺骨を自宅等にお持ちでない方」の人数や「受付番号」等を通知します。

通知書が到着しない場合は、芦屋市市民生活部環境課までお問い合わせください。

**※芦屋市霊園に埋蔵する遺骨を自宅等にお持ちでない方(P.3 申込方法③ではない方)は抽選対象から外れる場合がありますので、あらかじめご了承ください。**

### ▼ 当選者の決定方法

- (1) 応募者が1名の墓地について

その応募者に決定とします。

- (2) 応募者が2名以上の墓地について

抽選します。ただし、**芦屋市霊園に埋蔵する遺骨を自宅等にお持ちの方**(P.3 申込方法③の方)を優先とし、それでも重複した場合は、その方々のみで抽選します。

### ▼ 補欠当選者の決定方法

公開抽選時に申込区画ごとに、抽選で1名の補欠当選者を決めます。

当選者に辞退があれば繰り上げ当選となります。

### ▼ 公開抽選

(1) 日 時：令和2年11月5日（木）午前10時00分から

(2) 場 所：芦屋市役所 東館3階 中会議室

抽選会への参加は自由です。

### ▼ 抽選結果の通知

抽選の結果については、令和2年11月13日（金）頃発送の予定です。

## 当 選 後 の 手 続

### ▼ 霊園使用許可申請書類の確認

当選された方の霊園使用許可申請書類の確認を**令和2年11月24日（火）から30日（月）まで**に行います。**（必ずこの期間内にお手続きください。）**

当選された方は、次の書類を持参のうえ、芦屋市役所 北館3階 ミーティングルーム2までお越しください。

- (1) 霊園使用許可申請書（認印押印）
- (2) 霊園使用に関する誓約書（実印押印）
- (3) 印鑑登録証明書
- (4) 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）

### ▼ 使用料の納付

霊園使用許可申請書類の確認が終了した後、納付書をお渡ししますので、**令和2年12月25日（金）までに**芦屋市の指定する金融機関で、一括でお支払いください。

### ▼ 維持費の納付

霊園の維持管理に必要な年間経費として、区画面積1㎡当たり1,220円で算出した額を毎年4月に納付していただきます。

令和2年度分は月割り相当額となり、使用料と一緒にお支払いください。

**※区画面積1㎡当たり1,220円は令和2年4月現在の金額です。**

今後、改正される場合がありますので、ご承知おきください。

## ▼ 使用許可

使用料及び維持費が納付されていることを確認後、令和3年2月1日付けで霊園使用許可書を郵送します。

## ☆ 使用時の遵守事項 ☆

墓碑の建立にあたっては、芦屋市の基準に従ってください。

詳しくはお問い合わせください。特に次の(1)～(5)にご注意ください。

- (1) 墓碑の建立にあたっては原則、正面に**申込者の家名**を表示してください。
- (2) 墓碑は**申込者で建立(刻印)**してください。
- (3) 墓碑の建立は、**使用場所一墓地(区画)につき一基**です。
- (4) 墓所の中(使用許可区域内)は申込者の責任で清掃等、管理してください。
- (5) 芝生霊園は洋風墓地を設立する目的で造成したものですので、和風墳墓の造営または碑石形像類の建設は認められません。

次の項目のいずれかに該当する場合は、芦屋市霊園使用条例第14条により、霊園の使用を**取り消す**場合があります。

- (1) 許可を受けた目的以外に霊園を使用したとき。
- (2) 市長の許可なく使用権を譲渡し、又は使用場所を転貸したとき。
- (3) 他人に譲渡する目的をもって使用権を取得したと認めたとき。
- (4) 市長の命じた使用場所の施設の維持管理をせず、放任のまま5年を経過したとき。
- (5) 許可を受けた後、目的の使用設備を設けず、1年を経過したとき。
- (6) 法令又は芦屋市霊園使用条例若しくはこれに基づく規則及び指示に違反したとき。

## ☆ 使用料の還付 ☆

芦屋市霊園使用条例第10条により既納の使用料は還付しません。

ただし、霊園の使用を許可した日から3年以内に使用場所の全部を返還したときは、(使用許可の取消の場合を除く)使用料の7割相当額を還付します。

## 追 加 募 集

前記募集終了後、**空墓地がある場合**は追加募集を行います。

申込みできる方：2 ページに記載の「申込みできる方」と同じです。

ただし、(1)の「令和2年10月6日(火)までに1年以上継続して」  
を「**申込日を基準日に1年以上継続して**」とします。

申込受付期間：令和3年1月6日(水)～令和3年6月25日(金)

ただし、**令和3年1月8日(金)まで**は前記募集の**補欠当選者**及び  
**落選者のみ**を対象に受け付けします。

申 込 方 法：芦屋市役所市民生活部環境課にて**先着順**で受け付けます。

※**同じ申込み日に複数の申込者があった場合は抽選**とします。

(例：1月6日(水)に申込みがあった区画は、1月7日(木)  
以降にはお申込みできませんので、ご注意ください。)

※抽選日については、後日申込者へ案内します。

※芦屋市霊園に埋蔵する遺骨を自宅等にお持ちの方(P.3 申込方法③  
の方)の優先はありません。

## 募集墓地区画一覧表

(単位：円)

No.	募 集 墓 地		使用料(永代)	維持管理費(年間)	
	区画番号	面積(m <sup>2</sup> )			
1	12-5-0155	4.00	3,000,000	4,880	
2	17-5-1209	3.00	2,250,000	3,660	
3	17-5-2209	3.00	2,250,000	3,660	
4	17-5-3209	3.00	2,250,000	3,660	
5	17-5-4209	3.00	2,250,000	3,660	
6	17-5-0259	1.75	1,312,500	2,135	
7	20-5-0135	3.00	2,250,000	3,660	
8	22-5-0039	3.75	2,812,500	4,575	
9	22-5-2039	3.75	2,812,500	4,575	
10	25-4-0158	5.40	4,050,000	6,588	
11	26-5-0147	4.00	3,000,000	4,880	
12	31-4-0025	7.05	7,931,250	8,601	
13	32-5-0075	4.62	3,465,000	5,636	
14	33-4-0148	6.00	6,750,000	7,320	
15	34-4-0052	5.70	4,275,000	6,954	
16	43-4-0194	6.00	6,750,000	7,320	
※	17	51-6-0036	5.25	5,906,250	6,405
※	18	51-6-0243	4.50	5,062,500	5,490
※	19	51-6-0306	4.50	5,062,500	5,490
	20	52-4-0043	6.00	6,750,000	7,320
	21	52-4-0139	6.00	6,750,000	7,320
	22	53-4-0032	6.00	6,750,000	7,320



(単位：円)

No.	募 集 墓 地		使用料(永代)	維持管理費(年間)
	区画番号	面積(m <sup>2</sup> )		
23	53-4-0034	6.00	6,750,000	7,320
24	54-5-0029	4.00	3,000,000	4,880
25	54-5-0049	4.00	3,000,000	4,880
26	63-4-0048	6.00	6,750,000	7,320
27	63-4-0051	6.00	6,750,000	7,320
28	63-4-0056	6.00	6,750,000	7,320
29	63-4-0118	6.00	6,750,000	7,320
30	63-4-0192	6.00	6,750,000	7,320
31	64-4-0188	6.00	6,750,000	7,320
32	75-5-0029	3.00	2,250,000	3,660

※印の墓地は芝生墓地です

芝生霊園は洋風墓地を設立する目的で造成したものですので、和風墳墓の造営または碑石形像類の建設は認められません。

全て再貸付墓地です。

再貸付墓地は、霊園使用者（霊園の使用許可を受けた者）が使用しなくなったため、市に返還された墓地です。

12 m<sup>2</sup>以上の墓地については、令和2年9月18日（金）から芦屋市役所市民生活部環境課（市役所北館3階）にて、先着順で常時受付けます。詳しくは市ホームページでお知らせします。

～チェックリスト～

- 芦屋市霊園使用申込書の記載漏れはないですか？
- 申込まれる墓地の区画番号にお間違えはないですか？
- 押印漏れはないですか？
- 返信用切手（84円分）の入れ忘れはないですか？

芦屋市霊園に埋蔵する遺骨を自宅等にお持ちの方は

- 申込者と被埋蔵者（遺骨）との続柄（実父、長男等）の記載漏れはないですか？
- 埋火葬許可証（写し）がありますか？
- 申込者と被埋蔵者（遺骨）の氏が異なる場合は、申込者の戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）  
がありますか？



令和2年度 芦屋市霊園使用者  
募集墓地区画位置図

